

武蔵村山市指定収集袋等 取扱店手引書

武蔵村山市指定収集袋等業務について

令和4年10月1日より家庭ごみ有料化及び戸別収集が実施され、武蔵村山市商工会は武蔵村山市と業務委託契約を締結し、事業系一般廃棄物指定収集袋、廃棄物処理券他、家庭廃棄物指定収集袋（以下「ごみ袋等」という）の受注・収納業務を受託することになりました。そこで、ごみ袋等の販売を行っていただく取扱店を募ります。

主な取扱店の業務は、武蔵村山市民及び事業者にごみ袋等を販売していただき、その代金（廃棄物処理手数料）を武蔵村山市商工会に納入していただく業務になります。

☆お問い合わせ先☆

武蔵村山市商工会

電話：042-560-1327

FAX：042-560-6232

1. 取扱店 募集概要

1 募集期間 随時受付

2 募集条件

以降(1)～(5)の全てを満たした事業所が対象になります。

- (1) 継続して取扱店としての業務の遂行が可能であること
- (2) 各容量等の在庫をすべて常備することが可能であること
- (3) 在庫確認やアンケート調査等の提出が可能であり市施策推進補助ができること
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 武蔵村山市市内で営業している事業者であること、その他商工会長が認めた者

3 提出書類

- ・武蔵村山市指定収集袋等取扱店申込書（様式1）
- ・協定書2枚 後日1枚返信します。（様式2）
- ・預金口座振替依頼書・自動振替利用申込書（様式4）

2. ごみ袋等の販売について

1 消費者への取扱店周知

- ・ごみ収集カレンダー
 - ・ごみ分別辞典（申込時期によっては掲載されません）
 - ・その他市の広報誌
 - ・商工会ホームページ
 - ・取扱店ステッカー（1店舗につき原則1枚）
- ※複数枚ご希望の方は、商工会までご連絡ください。

2 ごみ袋等の種類及び販売価格

- ・ごみ袋等には、それぞれ外装袋等にバーコードが付けられています。
- ・種類ごと、全ての容量等を在庫してください。
- ・販売時は、種類や容量ごとに販売価格を消費者に分かるよう掲示してください。
- ・家庭廃棄物指定収集袋については、原則1袋（10枚入り）単位での販売となりますが、1枚単位での販売も可能です。1枚単位での販売を行う場合は、市民へ案内するため、事前に商工会へ連絡をお願いします。
- ・家庭廃棄物指定収集袋は、ネットスーパーなどインターネットでの販売も可能です。ネットスーパーなどインターネットで販売する場合は、市民へ案内するため、事前に商工会へ連絡をお願いします。

・販売の種類及び販売価格は次のとおりです。

<事業者向け用>

種 類		1枚あたりの金額	1袋	発注単位 1箱	1箱の金額
指定収集袋	小袋 (20ℓ)	110円	10枚入り	20袋入り	22,000円
	大袋 (45ℓ)	250円	10枚入り	20袋入り	50,000円

<一般家庭向け用>

種 類		1枚あたりの金額	1袋の枚数	発注単位 1箱	1箱の金額
可燃・不燃 兼用ごみ袋	特小袋 (5ℓ)	10円	10枚入り	30袋入り	3,000円
	小袋 (10ℓ)	20円	10枚入り	30袋入り	6,000円
	中袋 (20ℓ)	40円	10枚入り	30袋入り	12,000円
	大袋 (40ℓ)	80円	10枚入り	30袋入り	24,000円
容器包装プ ラスチック 用袋	小袋 (10ℓ)	10円	10枚入り	30袋入り	3,000円
	中袋 (20ℓ)	20円	10枚入り	30袋入り	6,000円
	大袋 (40ℓ)	40円	10枚入り	30袋入り	12,000円

<一般家庭向け用>

種 類		1券あたりの金額	1シートの券数	発注単位 シート	1シートの金額
廃棄物 処理券	100円券	100円	6券入り	1シート	600円
	200円券	200円	6券入り	1シート	1,200円
	500円券	500円	6券入り	1シート	3,000円
	1,000円券	1,000円	6券入り	1シート	6,000円

3 販売開始

納品後、ステッカーを掲示し、消費者に分かるよう販売してください。

4 販売時間

取扱店の営業時間内としてください。

5 領収書の発行

- 販売価格 50,000 円以上で領収書を求められた場合は武蔵村山市商工会名の「廃棄物処理手数料領収書」（様式6）を発行して下さい。
- 商工会が領収書を発行するため、5万円以上の場合も印紙税法により印紙の貼付の必要はありません。
- 使い切った領収書は回収いたします。商工会まで連絡ください。
- 取扱店でレシート等の発行をもって領収書に代えていただいても構いません。
- その他の場合は自社の領収書で対応してください。

6 注意事項

ごみ袋等は、行政における手数料ですので、以下の内容を厳守してください。

- 許可された取扱店以外での販売不可
- 非課税取引（販売価格に消費税を加算することはできません。）
- 割引やポイント還元の対象外
- 無料交付や粗品として配布禁止

3. 取扱い業務について

1 発注方法

① F A Xによる発注

発注書（様式5）にご記入の上、042-560-6232に送信してください。

② インターネットによる発注

当会 HP「武蔵村山市指定ごみ収集袋」カテゴリ内の発注フォームより注文してください。<http://www.murayama.or.jp/>

③ 持参による発注

発注書（様式5）にご記入の上

武蔵村山市商工会 武蔵村山市本町 2-6-5

（土日祝日を除く 9：00～16：30）窓口にご提出ください。

※商品の受け取り後（配送受領書サイン後）の返品、交換はお受けできませんのでご了承願います。

2 納品方法

事業用及び一般家庭用ゴミ袋の配達

- 発注締切日や納品日を示した配送カレンダーにて確認してください。
- 締切日時は、配送曜日の前日の正午までです。
一週間に2回（火曜日・金曜日）に配送します。
製造配送業者が配送カレンダーに沿って、直接取扱店へ納品します。
必ず、注文したものと配送されたものが一致することを確認し、納品書に、受取の捺印をお願いします。

粗大ごみ処理券の配達

- 発注締切日や納品日を示した配送カレンダーにて確認してください。
- 締切日時は、**配送曜日の前日の午後4時まで**です。
- 月に2回（第一、第三木曜日）に配送します。（祝祭日は翌日配送）

※原則、9時から17時までの配送 交通事情等により前後する場合がありますことや天候不良、交通事情により指定配送日にお届け出来ないこともございますので早めの発注をご協力願います。

※商品のお届け時間は指定できませんのでご了承願います。

※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の時期の締切、納品日は変則になることがありますので、カレンダーをご確認の上、欠品内容にご注意ください。

3 請求方法

納品したごみ袋等の金額を月末締めで取りまとめ、翌月10日頃に郵送にて請求書を送付いたします。

- 廃棄物処理手数料の請求
武蔵村山市商工会より請求させていただきます。
請求書は申込書に記載されている住所に送付いたします。
- 販売業務手数料の支払
(1)各取扱店の廃棄物処理手数料
取扱店ごとに
◆指定収集袋等（全種）8.8%（税込み）
の各手数料を1円未満の端数を切り捨てた、合計した額を販売業務手数料とします。
(2)売り切り方式を採用し、各取扱店で販売数ではなく、納品数に応じて手数料を算出します。
- 請求額
廃棄物処理手数料から、販売業務手数料を差し引き請求とします。

4 納付方法

- 口座振替の方は、18日（土日・祝日の場合は翌営業日）で行います。
当会での振替え金融機関は下記の通りです。

りそな銀行（全支店）、西武信用金（全支店）、多摩信用金庫（全支店）、青梅信用金庫（全支店）、東京みどり農協村山支店
契約時に所定の口座振替依頼書が必要となります。

- 振込をされる方は、店舗ごとに18日（着金）までにお振込みください。
（土日・祝日の場合は翌営業日付け）
これにかかる振込手数料は各自でご負担願います。

5 返品

- ・閉店や廃業等により取扱いを辞める場合に限り、払戻しいたします。
なお、払戻しは箱・シート単位となります。
- ・製造元に起因がある破損、欠損については1袋、1シート単位で交換いたしますので商工会にご連絡ください。その後、(様式10)と現物を提出頂きます。

6 取引停止

商工会が決めた期日までに納入出来ない場合は原則取扱店を取消させていただきます。

7 取扱店における会計処理方法

販売代金は取扱店側の売上にはならず、会計処理上「流動資産に属する立替金の科目」となります。

納品したごみ袋等は、廃棄物処理手数料に付帯する「交付物」となりますので、仕入(商品)にはあたりません。

取扱店におけるごみ袋等の取扱い時に行う仕訳例を記載しました。

ご参考にしてください。

〈仕訳例〉

①配送業者からごみ袋等が届いた。

受託販売 ××× / 未払金 ×××

②消費者にごみ袋等を現金で販売した。

現金 ××× / 受託販売 ×××

③ごみ袋等の代金を、口座振替により支払った。

未払金 ××× / 預金×××

未払金 ××× / 受取手数料(または雑収入) ×××

※取扱手数料は、消費税法における課税売上となります。

※受託販売勘定の残高は、指定収集袋の在庫金額と必ず一致します。

8 取扱店の報告義務

- ・在庫確認報告書の提出

年に1度(3月末日現在の)在庫数を「在庫確認報告書」(様式7)に4月15日まで(必着)にFAX等にて報告してください。

- ・取扱店各種変更届の提出

営業時間や定休日、担当者等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「取扱店各種変更届」(様式3)により報告してください。

9 様式について

各様式については必要時にお渡しいたします。

4. 販売までの流れについて

武蔵村山市廃棄物指定収集袋等 取扱店手引書（本書）を確認

武蔵村山市商工会に連絡 申込書類送付

提出書類

- 様式1 取扱店申込書
- 様式2 協定書（2枚）
- 様式4 預金口座振替依頼書
自動振替利用申込書
- 武蔵村山市指定収集袋等取扱店業務に関する調査について（ネット販売、配達調査）
ネット、配達による販売を行う取扱店のみ

取扱店選定

各種書類送付

- | | |
|---------------|-------------------|
| • 取扱店番号について | • 取扱店ステッカー |
| • 説明書 | • 配送カレンダー |
| • 様式2 協定書（1枚） | • バーコード一覧表 |
| • 様式5 発注書 | • インターネット発注用パスワード |
| • 様式6 領収書 | |

武蔵村山市指定収集袋等 希望種類 発注

武蔵村山市指定収集袋等 希望種類 納品

武蔵村山市指定収集袋等 希望種類 販売

末日請求締日

翌10日頃 商工会請求書 発送

納入18日口座振替 振込末日（着金）

